

学校法人会計の特徴や企業会計との違い等

学校法人とは

学校法人とは、「学校教育法」「私立学校法」の定めるところにより、私立学校の設置を目的に設立された法人です。私立大学は、この「学校法人」によって、設置・運営されています。

学校法人も企業も経済活動を営んでいる点では同じですが、企業は利益の追求を目的としています。学校法人は教育・研究活動を目的としています。

会計処理のルールは

学校法人は、私立学校振興助成法に基づいて、国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受けています。文部科学大臣の定める会計処理のルール「学校法人会計基準」に従って計算書類を作成し、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類を所轄する省庁に届け出ることが義務づけられています。

計算書類について

資金収支計算書（実際に動いた資金に関する計算書です）

当該会計年度に行った教育研究等の諸活動に対応して生ずるすべての資金の収入及び支出の内容を明らかにします。

活動区分資金収支計算書

資金収支計算書の決算額を3つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにします。企業会計でいえばキャッシュ・フロー計算書に相当します。

事業活動収支計算書（実際の資金が動かなくても、実質的な損益に関する計算書です）

事業活動収支計算書は、企業会計における損益計算書と似た役割を担っています。

当該会計年度の活動に対応する事業活動収入および事業活動支出の内容と基本金組入後の均衡の状態を明らかにします。

事業活動収入とは、学校法人の負債とならない収入であり、学校法人を継続的に運営していくための教育に必要な資産を保持するための金額である基本金を除いた収入です。

事業活動支出とは、資産・借入金の返済・積立金など資本的支出に充てるものを除いた支出です。

貸借対照表

決算日における資産や負債、基本金、繰越収支差額の内容やその金額を明らかにし、学校法人として財政状況を明らかにするものです。

学校法人会計の計算書の勘定科目について

資金収支計算書における勘定科目

科目	科目内容
学生生徒等納付金収入	授業料、実験実習料、施設設備費、入学金等の学生から納入されるもので、収入のうち最も大きな割合を占める。
手数料収入	入学検定料、試験料、証明書発行手数料など
寄付金収入	金銭等の寄付による収入
補助金収入	国や地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される補助金
資産売却収入	有価証券などの固定資産の売却による収入
付随事業・収益事業収入	学校法人の補助活動事業、受託事業及び収益事業などからの収入
受取利息・配当金収入	預貯金や有価証券等の利息や配当金による収入
雑収入	学校法人に帰属する上記以外の収入
借入金等収入	学校債の発行や銀行等からの借入金による収入
前受金収入	翌年度分の学生生徒等納付金が当年度に納入された収入
その他の収入	各種特定資産からの組入収入や貸付金回収収入、預り金など
資金収入調整勘定	資金収入調整勘定には、期末未収入金、前期末前受金があります。これは当年度の諸活動に対する収入ではあるが、実際の資金の収入が前年度以前にあったもの、または翌年度以降になるものを調整勘定として使用します。
人件費支出	専任教職員、非常勤講師などに支給する本俸・期末手当・その他の手当・所定福利費など
教育研究経費支出	教育研究のために支出する消耗品費、水道光熱費、旅費交通費などの経費
管理経費支出	総務・人事・経理業務や学生を募集するために支出する経費で、教育研究経費以外の消耗品費、水道光熱費、旅費交通費などの経費
借入金等利息支出	借入金等の利息の返済にかかる支出
借入金等返済支出	借入金等の元金の返済にかかる支出
施設関係支出	資産運用の目的で取得するものを除く、建物等の取得にかかる支出
設備関係支出	教育研究用機器備品・管理用機器備品、図書などの取得にかかる支出
資産運用支出	有価証券の購入などの支出
その他の支出	預り金などの上記支出以外の支出
予備費	予算化されていない突発的な事象に対応するための経費
資金支出調整勘定	資金支出調整勘定には期末未払金、前期末前払金が含まれていますが、これは当年度の諸活動に対する支出ではあるが、実際の資金の支出が前年度以前にあったもの、または翌年度以降になるものを調整勘定として使用します。

事業活動収支計算書における勘定科目

科目	科目内容
学生生徒等納付金	資金収支に同じ
手数料	資金収支に同じ
寄付金	資金収支に教育研究用機器備品などの現物寄付を加えた額
経常費等補助金	資金収支に同じ
付随事業収入	資金収支に同じ
雑収入	資金収支に同じ
受取利息・配当金収入	資金収支に同じ
その他の特別収入	施設整備に係る寄付金・現物寄付、施設整備補助金及び過年度修正額などによる収入
基本金組入額	<p>学校法人が諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきもので、消費収支計算書の帰属収入合計から控除された形で組入れます。</p> <p>基本金には、第1号～第4号までの基本金があります。</p> <p>第1号基本金「自己資金で取得した固定資産の額」</p> <p>第2号基本金「第1号の資産を将来取得するために充てる金銭その他の資産の額」</p> <p>第3号基本金「基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額」</p> <p>第4号基本金「恒常的に保持すべき資金」</p>
事業活動収入	学校法人に帰属する負債とならない全ての収入
人件費	資金収支の人件費支出に退職給与引当金繰入額を加えた額
教育研究経費	資金収支の教育研究経費に支出に減価償却額を加えた額
管理経費	資金収支の管理経費に支出に減価償却額を加えた額
徴収不能額	未収入金や貸付金などが徴収不能になった場合、徴収不能の金額を徴収不能額とする
借入金等利息	資金収支に同じ
資産処分差額	資産を売却したその代価が帳簿残高を下回った場合、その差額や資産を除去した際の除去額
その他の特別支出	災害損失や過年度修正額などによる支出
予備費	資金収支に同じ
事業活動支出	上記支出の合計額

貸借対照表における勘定科目

科目	科目内容
有形固定資産	土地・建物・構築物・機器備品・図書等
特定資産	各種特定資産
その他の固定資産	有価証券・長期貸付金・出資金・施設使用保証金等
流動資産	現金預金・未収入金・前払金等
固定負債	長期借入金・退職金給与引当金等
流動負債	未払金・前受金・預り金等
基本金	第1号～第4号基本金
繰越収支差額	事業活動収支差額を通算した額